

2019年11月〇〇日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

特定非営利活動法人
大田区介護支援専門員連絡会

居宅介護支援費の利用者自己負担導入に関する要望書（案）

貴職の日頃からの高齢者福祉等社会福祉行政の取り組みに敬意を表します。

さて、次期法改正、報酬改定に向け社会保障審議会・介護保険部会や財政制度等審議会財政制度分科会において「居宅介護支援費用の利用者の自己負担導入」が議論、検討されています。

介護保険制度の要として位置付けられた介護支援専門員には、本来ならば公正中立な立場から利用者の真のニーズに即したケアプラン作成（ケアマネジメント）が求められていました。しかし制度施行後20有余年、若干の是正が図られたもののケアマネジメントに対する変らぬ介護報酬の低さという制度上の問題から、ほとんどの介護支援専門員は居宅介護事業所に所属せざるを得ない状況が続いています。その結果、意に反して事業所の利益に見合うケアプラン作成が未だに強いられています。

また財政論に根拠を置く厚生労働省の「介護給付適正化」の強化によって、介護支援専門員はその専門性を否定され、結果として利用者に対して「サービス抑制」を行わざるを得ないという現実にも直面しています。

また、介護保険法施行時よりも客観的で、自立支援を目指す、生活の意欲を引き出すケアマネジメントの重要性が高まっています。丁寧なケアマネジメントにより重度化防止を目指すには、公的な介護支援専門員の立場が大変重要になります。

そのような制度上の背景により「自己負担導入」議論には強い違和を認識するところです。

記

居宅介護支援費用の利用者自己負担導入に強く反対します

収支差率の資料

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jittai17/dl/h29_gaiyo.pdf

利用者負担の資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001tg46-att/2r9852000001tgd7.pdf>